

日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

令和7年度 取組の手引き



下線部は昨年度からの主な変更点。

はじめに

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」（以下「環境直払」といいます。）を平成23年度から実施しています。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援しており、令和7年度から第3期を開始しました。

また、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指し「みどりの食料システム戦略(令和3年5月)」を策定、令和4年4月22日に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）が成立し、同年7月1日に施行されました。

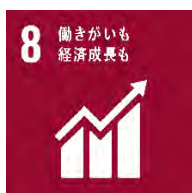
本戦略では、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)や環境に対する関心が国内外で高まり、重要な行動規範としてあらゆる産業に浸透しつつある中で、化学合成農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減を図り、将来にわたり、食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すこととしています。

【SDGsへの貢献】

○直接的な貢献



○副次的な貢献



～ 事業に取り組む際の注意事項 ～

本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあることから、あらかじめ農地の所在する市町村に、本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

I	対象者	
	1. 農業者の組織する団体	1
	2. 一定の条件を満たす農業者	1
II	対象農地	2
III	支援の対象となる農業者の要件	2
IV	事業要件（推進活動の実施）	4
V	対象活動	
	1. 支援の内容	5
	（参考）令和7年度の変更点	6
	2. 有機農業	7
	（加算措置・取組拡大加算）	
	3. 炭素貯留効果の高い堆肥の 水質保全に資する施用（堆肥の施用）	12
	4. 緑肥の施用	13
	5. 総合防除	14
	6. 炭の投入	14
	7. 地域特認取組	15
	（参考）メタン排出削減対策に資する取組の注意点	15
	（参考）5割低減の取組	16
VI	対象活動の事例	
	1. 対象活動の事例	17
	2. 都道府県又は市町村による要件の設定	17
	3. 第三者委員会による評価へのご協力をお願い	17
VII	活動の手順、申請の手続	
	1. 活動の手順	18
	2. 申請の手続	19
	3. 提出する書類の一覧	20
	4. 保管する証拠書類等	22
	5. 交付額の算出方法	23
	6. 交付金の返還	23
	7. 申請手続きの電子化	24
VIII	環境保全型農業の取組による効果	25

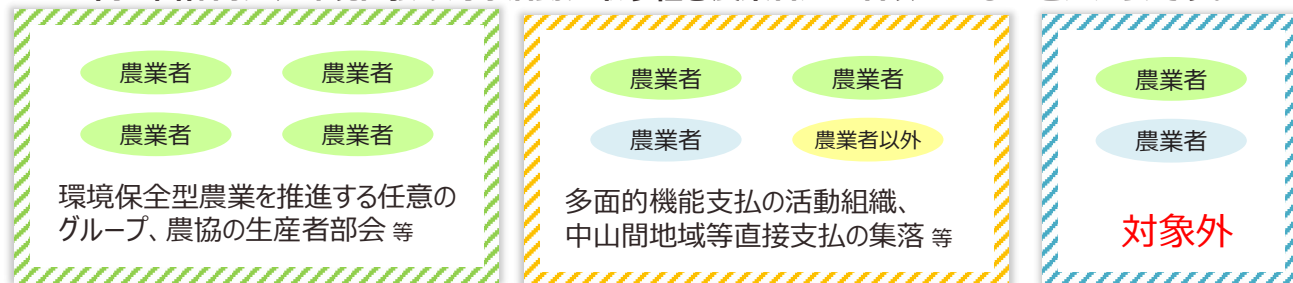
I 対象者

1 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織（以下「農業者団体」という。）が対象になります。農業者団体は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

＜農業者団体の例＞

同一団体内に、環境直払の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です。



農業者 は、環境直払の対象活動に取り組む農業者

農業者 は、環境直払の対象活動に取り組んでいない農業者

農業者団体の区域について

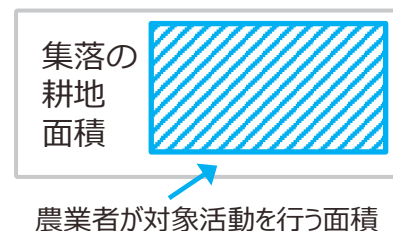
- ❖ 同一市町村の範囲内で農業者団体を形成してください。
やむを得ない事情により市町村域を超えて団体を形成する場合は、同一都道府県（北海道にあっては同一総合振興局又は同一振興局）内の市町村又は異なる都道府県において隣接する市町村で事業を実施するようにしてください。
- ❖ 複数集落や市町村全域で農業者団体を形成することも可能です。
- ❖ 複数の市町村の範囲で農業者団体を形成する場合、それぞれの市町村に事業計画の認定を受ける必要がありますので、それぞれの市町村にあらかじめお問い合わせください。

2 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、**市町村が特に認める場合に対象**になります。

① 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

- ・対象活動※1 の取組面積が、**自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上※2**となる農業者
同一市町村内の複数の農業集落で対象活動を行う場合は、いずれかの農業集落で1/2以上※2 の割合を超える必要があります。
- ・同一市町村内の対象活動の取組面積が、**全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上※2**となる農業者



農業者が対象活動を行う面積

※1 「対象活動」とは、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う取組（堆肥の施用、緑肥の施用等）をいいます（5～15ページ参照）。

※2 土地利用型作物以外については2割以上になります。

環境直払において「土地利用型作物」とは、稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ及び飼料作物をいいます。

② 複数の農業者で構成される法人

複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

Ⅱ 対象農地※

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地※で行われる対象活動が支援の対象となります。詳細については農地の所在する市町村にお問い合わせください。

※ 対象農地：取組を行う予定の農地が該当地域内にあるか自治体に問合せして確認して下さい。

Ⅲ 支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境直払の支援の対象となるには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 主作物※¹について販売することを目的に生産を行っていること。
- ② **環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェック※²した上で、提出すること。**

※¹ 「主作物」とは有機農業の取組又は化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組の対象作物のことです。

※² 「環境負荷低減のチェックシート」（様式第15号）に定める持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の各取組についてチェックしてください。

本交付金に取り組むにあたっては、「環境負荷低減のチェックシート」を、実施状況報告の際に提出していただきます。

民間団体の第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）及び農林水産省によって国際水準GAPガイドラインへの準拠確認済みであって、第三者確認の仕組みを有する都道府県GAP等を取得している場合は、認証書の写し等を提出するなど、GAPの取組を確認することによって、「環境負荷低減のチェックシート」の提出を省略できます（21 ページ参照）。

農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

翌年度に取り組む予定の項目について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

環境負荷低減のチェックシートについて

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の各種補助事業等において、持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された

農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組

- | | | | |
|--------------|-------------------------|---------------------|-----------------|
| ✓ 適正な施肥 | ✓ 適正な防除 | ✓ エネルギーの節減 | |
| ✓ 悪臭・害虫の発生防止 | ✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分 | ✓ 生物多様性への
悪影響の防止 | ✓ 環境関係法令
の遵守 |

環境直払においては、以下の内容を要件としました。

支援対象農業者は、環境負荷低減のチェックシートの項目について

- 実施状況欄の全ての項目に、チェックすること。
- 翌年度においても、全ての項目について取り組む計画を立て、翌年度欄にチェックすること。

環境負荷低減のチェックシート

環境負荷低減のクロスコンプライアンス
チェックシート解説書を読んだうえで、
チェックを入れてください。

組織名又は法人名： _____
氏名（法人の場合は代表者名）： _____
住所： _____
連絡先： _____

実施 状況	(1) 適正な施肥	翌年度取 組計画
1 ☐	肥料の適正な保管	☐
2 ☐	肥料の使用状況等の記録・保存	☐
3 ☐	作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)	☐
4 ☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討 (堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等)	☐
実施 状況	(2) 適正な防除	翌年度取 組計画
5 ☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)	☐
6 ☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミ ングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)	☐
7 ☐	多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)	☐
8 ☐	農薬の適正な使用・保管	☐
9 ☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
実施 状況	(3) エネルギーの節減	翌年度取 組計画
10 ☐	農業機械、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存	☐
11 ☐	温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場 由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)	☐

実施 状況	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	翌年度取 組計画
12 ☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
実施 状況	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	翌年度取 組計画
13 ☐	廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量又 は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)	☐
実施 状況	(6) 生物多様性への悪影響の防止	翌年度取 組計画
14 ☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミ ングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) (再掲)	☐
15 ☐	多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) (再掲)	☐
実施 状況	(7) 環境関係法令の遵守等	翌年度取 組計画
16 ☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
17 ☐	関係法令の遵守	☐
18 ☐	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)	☐
19 ☐	正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への 改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機 械・器具の操作方法確認等)	☐

翌年度、当該事業を取り組まない

☐

※翌年度に当該事業に取り組まない場合は、翌年度取組計画欄に／（斜線）を記入し、
「翌年度、当該事業を取り組まない」の□欄に✓を記入してください。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞
・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

確認しました→

☐

Ⅳ 事業要件（推進活動の実施）

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（以下「推進活動」※¹）といいます。）として以下に掲げる活動のうち、いずれか1つ以上を実施してください。

農業者団体は原則として、対象活動に取り組むすべての農業者が共通の活動を選択する必要があります。

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動

- ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- ③ 先駆的農業者等による技術指導
- ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動

- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定※²

▶ その他

- ⑧ 耕作放棄地の復旧及び復旧した農地における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
- ⑨ 中山間地※³及び指定棚田地域※⁴における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- ⑪ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合
- ⑫ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

※1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的に事業要件としています。

※2 堆肥の施用や、有機農業の加算措置に取り組む農業者（詳細は8、12ページ参照）は、土壌診断の実施が要件となっているため、推進活動として選択することはできません。

※3 地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法）の指定地域や農林統計上の農業地域類型区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

※4 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

V 対象活動

1 支援の内容

【 交付単価 】

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り※1、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用※2		3,600円/10a
緑肥の施用		5,000円/10a
総合防除	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000円/10a
	そば等雑穀、飼料作物	2,000円/10a
炭の投入		5,000円/10a

※1 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合は、土壌診断を実施するとともに堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかの取組を行っていただきます。

なお、施用量や播種量に決まりがあります（12～14ページ参照）。

※2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。
都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

地域特認取組※3	交付単価 (国と地方の合計)
地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

※3 対象取組や交付単価は、承認を受けた都道府県により異なります。
詳細については、都道府県、市町村にご確認ください。

取組拡大加算	交付単価 (国と地方の合計)
有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援	新規取組面積あたり 4,000円/10a



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合は、交付額が減額されることがあります。

(参考) 令和7年度の変更点

- 有機農業の拡大に向けて、単収が低く不安定な移行期を重点支援
- 「総合防除」、「炭の投入」を、新たな全国共通取組として設定
- 「長期中干し」や「冬期湛水管理」など、水資源の管理や生き物調査等の地域ぐるみの活動と併せて取り組むことで効果的な推進が期待できる取組を多面的機能支払交付金へ移管

現 行

全国共通取組

- ・ 有機農業
(12,000円, そば等3,000円)
- ・ 堆肥の施用 (4,400円)
- ・ カバークロップ (6,000円)
- ・ リビングマルチ
(5,400円, 小麦大麦3,200円)
- ・ 草生栽培 (5,000円)
- ・ 不耕起播種 (3,000円)
- ・ 長期中干し (800円)
- ・ 秋耕 (800円)

地域特認取組

- ・ 冬期湛水管理
- ・ IPM (総合防除)
- ・ 炭の投入
- ・ 江の設置
- ・ 化学肥料・化学農薬不使用栽培
等

見 直 し 後

全国共通取組

- ・ 有機農業
(14,000円, そば等3,000円)
- ・ 堆肥の施用 (3,600円)
＜施用量の見直し＞
水稲 現行1.0トン→0.5トン
水稲以外 現行1.5トン→1.0トン
- ・ 緑肥の施用 (5,000円)
緑肥の効果の発現を確実に期待できれば標準播種量の8割とすることが可能。
- ・ 総合防除
(4,000円, そば等2,000円)
- ・ 炭の投入 (5,000円)

※「長期中干し」、「秋耕」は水田からのメタン排出削減対策として堆肥、緑肥、総合防除の取組とセットで実施。

※不耕起播種は廃止

地域特認取組

- ・ 緩効性肥料の利用
- ・ 化学肥料・化学農薬不使用栽培 等

多面的機能支払交付金 資源向上支払 (共同) へ移管

- ・ 長期中干し
- ・ 冬期湛水管理
- ・ 夏期湛水管理
- ・ 中干し延期
- ・ 江の設置等

2 有機農業 国際水準の有機農業の実施

【要件】

- ① 主作物の生産において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。 ※1、2
- ② 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。
- ③ 播種又は植付け前2年以上 ※3 使用禁止資材を使用しないこと。
- ④ 有害動植物の防除を適切に実施していること。
- ⑤ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。

※1 「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物」、「水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」は、支援の対象となりません。

※2 化学肥料・化学合成農薬の使用に関しては、次のとおりです。

- 「有機農産物の日本農林規格」表A. 1の肥料及び土壌改良資材、表B. 1の農薬については使用することができます（10～12ページ参照）。
化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等であつて、播種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（「有機農産物の日本農林規格」表A. 1又は表B. 1に掲げるものを除く）が使用されていないものを使用することができます。
- 植物防疫法第23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときは化学合成農薬を使用することができます。

※3 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農作物にあつては播種又は植付け前2年以上が転換期間となります。
転換期間中も環境直払の支援対象となりますが、転換中の区域について、有機農法と慣行農法を交互に行うことのないようにしてください。



有機農業の取組に関する注意事項

- ❖ 有機農業に取り組む主作物について、都道府県において支援対象となるかを事前に都道府県、市町村にお問い合わせください。
- ❖ 有機JAS認証の取得を求めるものではありません。
- ❖ 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認証を取得する必要がありますのでご注意ください。
- ❖ 作物によって交付単価が異なるものがあります（5ページ参照）。

加算措置（炭素貯留効果の高い有機農業）に取り組む場合

地球温暖化防止に貢献するため、炭素貯留効果の高い有機農業を行っていた
場合に限る、10aあたり2,000円が加算されます。

（取組開始前に営農活動計画書の提出が必要です。）



炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置）に関する注意事項

加算措置の対象となるのは、そば等雑穀、飼料作物以外を主作物として有機農業に取り
組む場合に限ります。

そば等雑穀、飼料作物を主作物としている場合は、加算措置を受けることはできません。

【加算措置の要件】

**土壌診断※¹を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入の
いずれかの取組※²を実施すること。**

※¹ 水田の場合は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑地の場合はECが必須項目になります。

※² 堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入の取組に単独で取り組む場合と同一の要件で実施してくだ
さい。施用量や播種量に決まりがあります（12～14ページ参照）。

取組拡大加算（有機農業の新規取組に係る指導等の活動）に取り組む場合

本交付金を受給する農業者団体が**新たに有機農業の取組を開始する同一団体
内の農業者に対して、指導・助言・相談対応の活動**を行っていただく場合に限
り、新規取組面積10aあたり4,000円が加算されます（指導を受ける農業者
につき1回、初年度のみ交付）。

【取組拡大加算の要件】

指導を行う農業者※¹と指導を受ける農業者※²の双方が、令和7年度に有機農業の取組
（そば等雑穀、飼料作物以外）を実施する必要があります。

※¹ 指導を行う農業者……

支援対象農業者であって、有機農業の知識・技術を有すると市町村が認める者

※² 指導を受ける農業者……

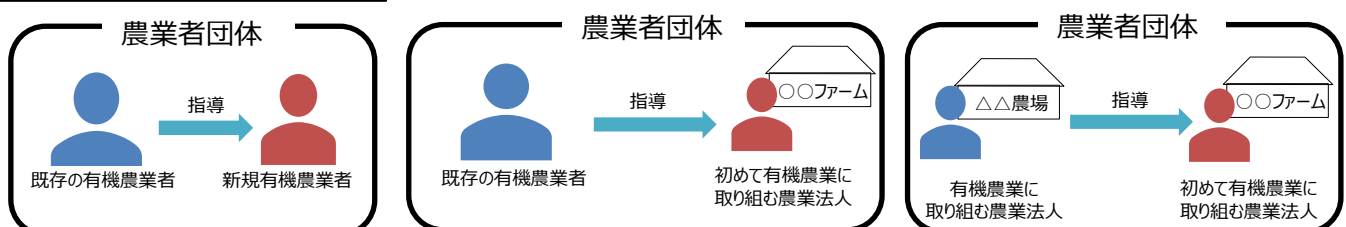
有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物以外）の交付実績がなく、

かつ有機農業の知識・技術の習得が必要と市町村が認める支援対象農業者

※活動を行った農業者団体に対して **指導等によって増加した新規取組面積×4,000円/10a** を
支援します。

※新たに有機農業に取り組む農業者であっても、**既に有機農業に取り組む農業法人に所属する
農業者への指導については、取組拡大加算を活用することはできません。**ただし、農業者団
体に所属する農業法人が組織として初めて有機農業に取り組む場合は、本加算措置を活用し
て同じ農業者団体に所属する他の農業者や法人から指導を受けることができます。

加算措置の対象となるケース



新たに有機農業に取り組む農業者・法人への指導が対象となります。

有機農業の取組の注意点

令和2年度から環境直払における有機農業の定義を見直し、「**国際水準の有機農業**」の実施が要件となりました。
なお、有機JAS認証の取得を求めるものではありません。

- ❖ 様式第1号（農場管理シート・現地確認チェックリスト）と資材証明書等の写しを提出いただきます（20～21ページ参照）。
- ❖ **有機農業に取り組む支援対象農業者※は、抽出による実施状況確認（現地確認）を受けていただくことになります。**チェックを受ける項目は以下のとおりです。

※ 有機JAS認証を取得している農業者を除きます。

実施状況確認 チェック項目	基準
化学肥料・化学合成農薬等の使用禁止資材の使用の有無	多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつては播種又は植付け前2年以上、使用禁止資材を使用しないこと
有害動植物の防除	原則、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと
種子や苗等	原則、使用禁止資材を使用しない等、有機栽培由来の種子、苗等を使用すること
周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないような必要な措置	必要に応じて、緩衝帯の設置や水管理、機械・器具の洗浄を行うこと
組換えDNA技術の利用の有無	組換えDNA技術を利用しないこと
放射線照射の有無	放射線照射を行わないこと

有機農産物の日本農林規格（抜粋）

制 定	平成12年 1 月20日	農林水産省告示第59号
一 部 改 正	平成15年11月18日	農林水産省告示第1884号
全 部 改 正	平成17年10月27日	農林水産省告示第1605号
一 部 改 正	平成21年 8 月27日	農林水産省告示第1180号
一 部 改 正	平成24年 3 月28日	農林水産省告示第833号
一 部 改 正	平成27年12月 3 日	農林水産省告示第2597号
一 部 改 正	平成28年 2 月24日	農林水産省告示第489号
一 部 改 正	平成29年 3 月27日	農林水産省告示第443号
一 部 改 正	令和 4 年 9 月22日	農林水産省告示第1473号
最 終 改 正	令和 6 年 7 月 1 日	農林水産省告示第1280号

表A. 1

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物 由来の資材 油かす類 食品工場及び繊維工場からの農畜 水産物由来の資材 と畜場又は水産加工場からの動物 性産品由来の資材 発酵した食品廃棄物由来の資材 パーク堆肥 メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。） グアノ 乾燥藻及びその粉末 草木灰 炭酸カルシウム 塩化加里 硫酸加里 硫酸加里苦土 天然りん鉱石 硫酸苦土 水酸化苦土 軽焼マグネシア 石こう（硫酸カルシウム） 硫黄 生石灰（苦土生石灰を含む。） 消石灰 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、 銅、亜鉛、モリブデン及び塩素） 岩石を粉砕したもの 木炭 泥炭 ベントナイト パーライト ゼオライト バーミキュライト けいそう土焼成粒 塩基性スラグ 鉱さいけい酸質肥料 よう成りん肥	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。 家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない 天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない 天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであ ること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用 しないこと。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カ ルシウムを含む。）であること。 天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によら ず生産されたものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然鉱石を水洗精製したものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して 1 kg中90mg以下であるものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然鉱石を粉砕したものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 上記生石灰に由来するものであること。 微量元素の不足によって、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するも のであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含 有する有害重金属その他の有害物質によって土壌等を汚染するものでないこと。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。） 及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 トーマス製鋼法により副生するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カ ドミウムが五酸化リンに換算して 1 kg中90mg以下であるものであること。

塩化ナトリウム リン酸アルミニウムカルシウム 塩化カルシウム 食酢 乳酸 製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び固結防止材 その他の肥料及び土壌改良資材	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して 1 kg 中 90mg 以下であるものであること。 植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用してよい。 植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用してよい。
---	--

※ 汚泥を使用する場合については、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであることを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。

※ 使用した資材が表 A. 1 に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。
証明できない場合は支援の対象となりません。

※ 燃烧、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものは「化学的処理を行っていない」ものに該当します。

表 B.1

農 薬※1	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤 なたね油乳剤 調合油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 メタアルデヒド剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 シイタケ菌糸体抽出物水溶剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム水溶剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 性フェロモン剤 クロレラ抽出物液剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 捕虫器に使用する場合に限ること。 捕虫器に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。

混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 展着剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤 炭酸カルシウム水和剤 ミルベメクチン乳剤 ミルベメクチン水和剤 スピノサド水和剤 スピノサド粒剤 還元澱粉糖化物液剤 カスガマイシン液剤 カスガマイシン粉剤 カスガマイシン水溶剤 カスガマイシン粒剤 エチレン 次亜塩素酸水 重曹 食酢 その他の農薬※2	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 銅水和剤の葉害防止に使用する場合に限ること。 パイナップルの開花誘発に使用する場合に限ること。 有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。
---	--

※1 組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。

※2 硫黄・銅水和剤、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤等が該当する。

※3 使用した資材が表B.1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。

証明できない場合は支援の対象となりません。

3 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用（堆肥の施用）

【要件】

- ① 主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用すること。
- ② C/N比10以上の堆肥であって腐熟したものを使用すること。
- ③ 堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合は10アール当たり**おおむね0.5**トン以上、水稻以外の場合は10アール当たり**おおむね1.0**トン以上の堆肥を施用すること※1。
- ④ 土壌診断を実施した上で、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素分量が原則として都道府県の施肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと。
 なお、堆肥その他使用する資材における窒素及びリン酸の各分量の合計量が、必要とする投入分量を超えないよう、施肥管理計画を策定するよう努めるものとする。
- ⑤ **主作物が水稻である場合は、次のいずれか1つ以上の取組を併せて実施すること（詳細については15ページ参照）。**
 - ・ 水稻を栽培する年度の長期中干し
 - ・ 水稻を栽培する前年度の湛水不実施
 - ・ 水稻を栽培する前年度の秋耕

※1 堆肥の施用量については、都道府県によって運用が異なる場合があります。詳細は、都道府県、市町村にご確認ください。



4 緑肥の施用 【令和7年度から「カバークロップ」、「リビングマルチ」及び「草生栽培」については、「緑肥の施用」に統合】

4-1 カバークロップ 主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップ（緑肥）を作付けする取組

【要件】

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上 ※¹ に播種されていること。
- ② 適正な栽培管理 ※² を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元していること。



③ 主作物が水稲である場合は、次のいずれか1つ以上の取組を併せて実施すること（詳細については15ページ参照）。

- ・ 水稲を栽培する年度の長期中干し
- ・ 水稲を栽培する前年度の湛水不実施
- ・ 水稲を栽培する前年度の秋耕

※¹ 種苗メーカーのカタログや都道府県の栽培技術指針等に記載された標準播種量の種子を播種することが必要ですが、緑肥の効果の発現を確実に期待できれば標準播種量の8割とすることもできます。

※² カバークロップの栽培期間は、春夏播きの場合はおおむね2ヶ月以上、秋冬播きの場合はおおむね4ヶ月以上を確保することが必要です。ただし、都道府県の栽培技術指針等※で、この栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることもできます。

※³ 水稲作付前のカバークロップの施用については、硫化水素等のガス湧き防止のため、種苗メーカーのカタログや栽培技術指針等※に応じて、カバークロップのすき込み時期から湛水までの期間を可能な範囲で空けてください。

（※）種苗メーカーのカタログ、緑肥利用マニュアル-土づくりと減肥を目指して（農研機構）

4-2 リビングマルチ 主作物の畝間に緑肥を作付けする取組

【要件】

カバークロップの要件に準ずるものとします。



4-3 草生栽培 果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組

【要件】

カバークロップの要件に準ずるものとします。

⚠ 緑肥の施用の取組に関する注意事項

前年にすき込んだカバークロップ等の種子からある程度の発芽が見込まれたため、一部の出芽不良の箇所のみ播種を行った場合は、カタログ等に記載された標準播種量未滿となり、上記①の要件を満たさないため支援対象となりません。

5 総合防除【令和7年度から地域特認取組から全国取組へ】

【要件】

① 都道府県が地域の実情に応じて策定するI P M実践指標について、管理ポイントの6割以上の取組を実施すること。

② 主作物が水稻の場合

- ・除草剤を使用しない畦畔の雑草管理

主作物が水稻以外の場合

- ・交信かく乱剤の利用
- ・天敵温存植物の利用
- ・天敵等生物農薬※1、2の利用

のうち1つ以上を実施すること。

③ **主作物が水稻である場合は、次のいずれか1つ以上の取組を併せて実施すること（詳細については15ページ参照）。**

- ・水稻を栽培する年度の長期中干し
- ・水稻を栽培する前年度の湛水不実施
- ・水稻を栽培する前年度の秋耕

※1 有機農産物の日本農林規格の表B.1の農薬に掲げられた農薬に限る

※2 種子、種苗のみでの利用など、ほ場外での利用の場合を除く



6 炭の投入【令和7年度から地域特認取組から全国取組へ】

【要件】

① 購入した炭又は自ら製造した炭について、塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれている炭は使用しないこと。

② 上記に加え、自ら製造した炭を施用する場合は、製造した炭の原料が農業又は林業を営む上で排出されたもの、かつ、木竹由来、草本由来、もみ殻・稲わら由来又は木の実由来であり、また、市販の炭化装置を使って自ら製造する場合には、販売元の示す炭化方法に従って十分に炭化した炭を使用すること。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定の適用を受けることがあるため、炭を自ら製造する場合には事前に市町村へ確認を行うこと。

③ 10アールあたり50キロ以上（又は500リットル以上（施用する炭がもみ殻くん炭である場合に限る。））の炭を施用すること。



7 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。承認を受けた都道府県、取組、地域、作物において取り組むことが可能です。

詳細は都道府県、市町村にお問い合わせください。

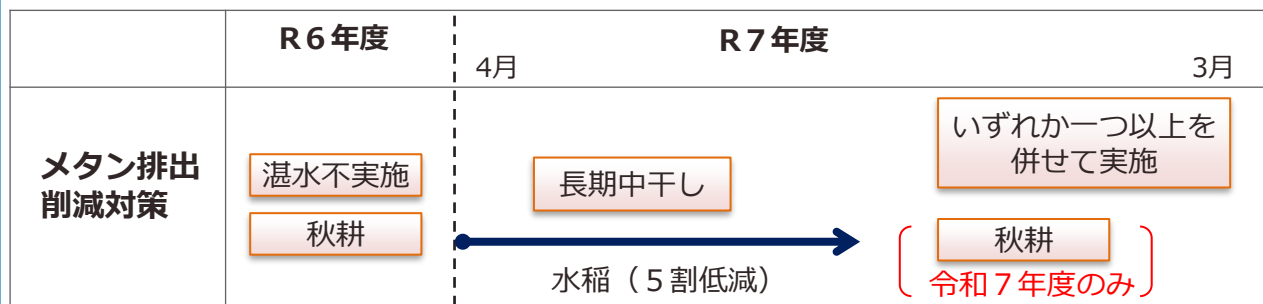
参考 メタン排出削減対策に資する取組の注意点

令和7年度から環境直払では、主作物が水稻である場合は一部の取組※1について、水田からのメタン排出削減対策として、次のいずれか1つ以上の取組※2を併せて実施することとしています。

※1 堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、緑肥又は堆肥による炭素貯留効果の高い有機農業（加算）

※2 次の取組の他、承認を受けた都道府県においては、実施要領の別表1に掲げる取組をメタン排出削減対策とすることができます。詳細は都道府県、市町村にお問い合わせください。

- ・ 水稻を栽培する年度の長期中干し
：生育中期に14日以上の中干しを実施（溝切りの実施は任意）
- ・ 水稻を栽培する前年度の湛水不実施：前年度水張りしていない
- ・ 水稻を栽培する前年度の秋耕：湛水4か月以上前に耕うんを実施



- ❖ メタン排出削減対策に資する取組の実施については、生産記録等にて取組の詳細を記録してください。
- ❖ 令和7年度のみ当年度の秋耕についても対象となります。



【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則として5割以上低減※¹する取組です。

※¹ 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

【算定の仕方】

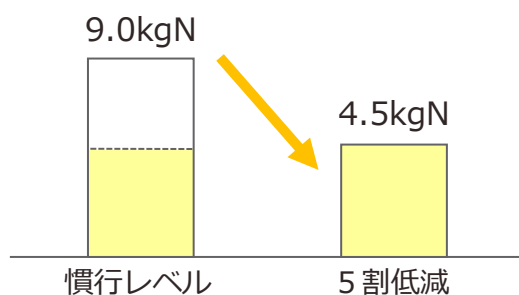
低減割合の比較に用いる慣行レベル※²は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

※² 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、都道府県・市町村にお問い合わせください。

～ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方 ～

化学肥料

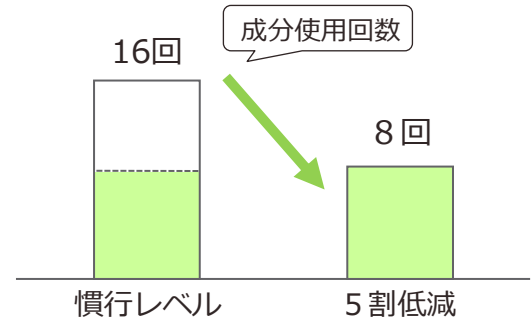


計算の仕方

$$\text{NK化成} \quad 30 \text{ kg}/10\text{a} \times 15\% = \underline{4.5 \text{ kgN}} / 10\text{a}$$

↑
窒素成分の割合

化学合成農薬



計算の仕方

殺虫剤（2成分）	1回×2成分＝2
殺菌剤（1成分）	1回×1成分＝1
殺菌剤（2成分）	1回×2成分＝2
除草剤（1成分）	3回×1成分＝3

成分使用回数合計 8回

5割以下になるよう取り組んでください

Ⅵ 対象活動の事例

1 対象活動の事例 ※1,2

	R 6 年度	R 7 年度
		4月 3月
有機農業		(取組拡大加算を含む) 加算措置 有機農業（水稻） 堆肥の施用 有機農業（果樹）
堆肥の施用	年度またぎ 秋小麦（5割低減）	大豆（5割低減） 堆肥の施用 ※3
緑肥の施用 (カバークロップ リビングマルチ 草生栽培)	年度またぎ カバークロップ（れんげ）	根菜類（5割低減） カバークロップ 水稻（5割低減） ※3

※1 上記は例示です。これらに限定されるわけではありません。

※2 国の他の補助事業を活用する場合は、補助対象経費の重複受給がないよう留意してください。
どのような場合に重複受給になるかは、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

※3 本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されるため、年度をまたぐ取組の場合は、営農計画を提出した翌年度に交付金を受け取ることになります。
なお、交付単価は交付金が交付される年度の交付単価となります。

2 都道府県又は市町村による要件の設定

都道府県又は市町村によっては、独自要件を追加している場合があります。
詳しくは取組を行う農地が所在する市町村にお問い合わせください。

3 第三者委員会による評価へのご協力をお願い

交付状況の点検や効果評価のための調査にご協力をお願いする場合があります。

Ⅶ 活動の手順、申請の手続

1 活動の手順

本事業に取り組まない意向の市町村もあるため、
農地の所在する市町村に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

① 農業者の組織する団体の設立

- ▶ 複数の農業者等で集まって農業者団体を設立します。

【農業者団体】

代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

【規約】

規約には、総会の議決事項として交付金の配分及び収支決算に関する事項を設けるなど、
「**交付金の使いみちの決定方法（交付金の活用方法）**」を定めてください。

交付金の使いみち・・・交付金は支援対象農業者への配分、農業者団体として実施する推進活動及び団体の事務を担当する者の手当等の農業者団体の事務経費に使うことができます。

② 計画の策定

- ▶ 構成員が取り組む対象活動（有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用等）や推進活動（4ページ参照）を決めてください。
- ▶ 5年間の事業計画や営農活動計画書を策定して、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。

③ 申請書類の提出

- ▶ 申請書類について、対象活動を行う農地が所在する市町村に提出してください。

④ 対象活動、推進活動の実施及び環境負荷低減のチェックシートの提出

- ▶ 計画に基づき、対象活動、推進活動を実施してください。
- ▶ 環境負荷低減のチェックシートの取組については、全ての項目にチェックしてください。

⑤ 報告書類の提出

- ▶ 当該年度の活動内容等を取りまとめて報告書を作成し、対象活動を行う農地が所在する市町村に提出してください。
- ▶ 交付金の使いみちについては、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。

2 申請の手続

 提出する書類は取組によって異なります。詳細は20～21ページを確認してください。

① 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定

[令和7年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動の合計面積や推進活動（4ページ参照）の計画を記載し、市町村から計画の認定を受けてください。

※ 5年間の計画を事業実施初年度に提出しますが、計画期間中に内容を変更する場合は（実施面積の増加、交付金額の増加及び対象活動の変更等）、改めて市町村の認定を受けてください。

提出書類

事業計画（共通様式第2号）、営農活動計画書（共通様式第3号）、
農業者団体の規約 等

② 交付申請書の提出【毎年度】

[市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために、交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

[対象活動、推進活動の実施]

有機農業の取組、堆肥の施用、緑肥の施用等の対象活動及び推進活動を実施してください。

提出書類

市町村が定める書類

③ 実施状況報告書等の提出

[令和8年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体として取り組んだ推進活動を報告様式に記載し、環境負荷低減のチェックシートや生産記録等を添付し提出してください。

※ 令和8年3月末までに取組が終わる予定のものも提出してください。

提出書類

実施状況報告書（様式第7号）、生産記録、
環境負荷低減のチェックシート（様式第15号）、
その他都道府県及び市町村が提出を求める書類等

④ 実績報告書の提出

[市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金が支払われます

提出書類

市町村が定める書類

⑤ 営農活動実績報告書の提出

[令和8年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。※

提出書類

営農活動実績報告書（様式第11号又は共通様式第6号）、
実施状況の報告から変更のあった書類

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、
報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

3 提出する書類の一覧

1 事業計画、営農活動計画書の提出

① 提出書類（必須）

提出書類	様式番号
多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	共通様式第 1 号
多面的機能発揮促進事業に関する計画	共通様式第 2 号
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 （環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）	共通様式第 3 号

② 必要に応じて提出する書類

提出が必要となるケース	提出書類	様式番号
農業者団体の場合	規約	
一定の条件を満たす農業者のうち 複数の農業者で構成される法人の 場合（1ページ参照）	複数の農業者で構成されていることが分かる書類※1	
有機農業の取組を実施しようと する農業者の場合	農場管理シート・現地確認チェックリスト	様式第 1 号 ※2

※1 申請する市町村によって提出する書類が異なります。市町村にご確認ください。

※2 有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動に取り組むことを確認できれば、認証書の写し又は認証機関に提出した書類を様式第 1 号に代えることができます。

2 実施状況報告書等の提出

① 取組共通の提出書類（必須）

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書	様式第 7 号
添付書類（生産記録等） 生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術等、要件に即して対象活動を実施したことを認証機関等が確認していれば、「都道府県等の特別栽培農産物等の認定書の写し又は認証機関等に提出した書類」を提出することで生産記録に代えることができます。ただし、記載内容によっては追加で書類の提出を求める場合がありますので、都道府県や市町村にご確認ください。	

（取組共通の提出書類は次ページに続く）

① 取組共通の提出書類（必須）

提出書類	様式番号
環境負荷低減のチェックシート	様式第15号※

※ 民間団体の第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）及び農林水産省によって国際水準GAPガイドラインへの準拠確認済みであって、第三者確認の仕組みを有する都道府県GAP等取得している場合は、認証書の写し等を提出するなど、GAPの取組を確認することによって、様式第15号の提出を省略することができます。

② 対象活動別の提出書類（必須）

対象活動	提出書類
有機農業	有機農産物規格表A. 1 の肥料及び土壌改良資材又は表B.1の農薬を農産物の生産過程等に使用した場合は、使用した資材について、同規格表A. 1 又は表B.1に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写し
有機農業のうち 炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置の取組）	土壌診断結果書類の写し 堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかの取組を実施した場合に必要な書類
堆肥の施用	土壌診断結果書類の写し
総合防除 （ただし、天敵等生物農薬を利用した場合に限る。）	表B.1の農薬を農産物の生産過程等に使用した場合は、使用した資材について、同規格表B.1に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写し

③ 必要に応じて提出する書類

- 地方農政局等、都道府県及び市町村が提出を求める書類

3 営農活動実績報告書の提出

① 提出書類

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書※	様式第11号 または 共通様式第6号

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

② 必要に応じて提出する書類

- 生産記録（実施状況報告書の提出の際に見込みで提出した場合）
- 地方農政局等、都道府県及び市町村が提出を求める書類

4 保管する証拠書類等

1 取組共通の証拠書類

証拠書類
ほ場面積等が確認できる書類（交付金の交付金額算定の基となった書類）
推進活動の実施内容等が分かる書類
主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等の写し（は種前にJA等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結している場合はその写しでも可） （取組面積が10a以上の場合は省略することが可能です）
特別栽培農産物等の認証を受けた者の場合は、認定証の写し
都道府県又は市町村が必要と認める資料

2 対象活動別の証拠書類

対象活動	証拠書類
堆肥の施用	・堆肥の購入伝票等の写し※ ・堆肥の成分証明書等の写し ・施肥管理計画（作成した場合）の写し
炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置の取組）	堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかの取組を実施した場合に必要な書類
緑肥の施用	・カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培の種子の購入量を証明する購入伝票等の写し ・標準的な播種量を証明するカタログ等の写し
炭の投入	・炭の購入伝票等の写し（購入炭の場合） ・販売元の示す炭化方法が確認できる書類（自家製炭の場合）
総合防除	・都道府県の定めるIPM実践指標の実施項目の実施状況が確認できる書類 ・交信かく乱剤、天敵温存植物または天敵等生物農薬の購入伝票等の写し
地域特認取組	都道府県が必要と認める書類
取組拡大加算	指導を受ける農業者の栽培日誌等

※ 無償で堆肥を入手した場合は伝票等の取引内容の分かる書類等、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類に代えることが可能です。

3 証拠書類等の確認や保管期間

- ▶ 証拠書類は、都道府県及び市町村が**必要に応じて提出を求める場合**があります。
- ▶ 交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類は、交付を受けた年度の翌年度から**5年間保存**してください。

5 交付額の算出方法

交付額は、履行面積に単価を乗じたものです。

ただし、以下の「交付額の算定に関する注意事項」のとおり、減額されることがありますのでご承知ください。

なお、履行面積とは畦畔や法面を除いた実際に対象活動が行われた面積（市町村等による実施状況の確認後の面積）です。

$$\text{交付額} = \text{交付単価} \times \text{履行面積※（確認後面積）}$$

※ 交付額の計算に用いる履行面積は、対象活動別に履行面積を合計してアール未満を切り捨てた面積となります。

⚠ 交付額の算定に関する注意事項

- ① 申請した面積全てが支援の対象となるわけではありません。適切な栽培管理が行われなかったと判断された場合等は、当該面積については支援の対象となりません。
- ② 支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合の取組面積は、延べ面積ではなく、1つのほ場において、1取組分の面積です。2つの取組を組み合わせで行った場合（例：1つの農地で堆肥の施用とカバークロップの取組を行う）であっても、**支援の対象は1つの取組分となります※**。

※ 有機農業の加算措置の取組、取組拡大加算を除きます。

- ③ **本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。**
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

6 交付金の返還

要件を満たさないことが確認された場合は、当該年度に交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に相当する額の返還を求めることになります。

虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部を返還することになります。また、翌年度以降の参加を制限する場合があります。

7 申請手続きの電子化

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：**eMAFF**）を構築しました。本交付金においても令和4年度から電子申請を開始しております。

電子申請の利用には、デジタル庁が提供する**gBizID**の取得が必要となりますので、農業者団体又は法人名でアカウントを取得してください。

電子申請を希望する皆様へ



現在、電子申請を利用可能な市町村は限られています。
事前に市町村へeMAFFの利用可否をご確認ください。

環境直払の申請をパソコンで行うためには、以下の手順に沿ってIDを登録いただく必要があります。電子申請を希望される場合は、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

- 1 最初に、**gBizID（ジービズアイディ）**を登録します。以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、**gBizID**を取得してください。
- 2 **gBizID**を用いて**eMAFF**へアクセスします。必要事項を記入の上、**eMAFF**で利用する申請者用のIDを登録してください。
- 3 終了次第、**eMAFF**の利用が可能となります。

電子申請用ウェブサイト

1

gBizIDウェブサイト

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



2

eMAFFウェブサイト

<https://e.maff.go.jp/>



必要なもののチェックリスト

- ☒ パソコンやタブレット等
インターネットに接続できる端末
- ☒ インターネット環境
- ☒ 代表者の身分証明書

eMAFFによるオンライン申請のメリット

- ① 窓口に行かなくとも自宅や職場のパソコンやタブレットから申請ができます。
- ② **eMAFF**に各種手続きが掲載されるため、ワンストップ（1か所でサービス実現）で各種手続きの申請が可能になります。
- ③ インターネットを利用するため、役所の開庁時間にしばられることなく、いつでも申請できます。
- ④ **eMAFF**に申請情報が蓄積されるため、紙で管理する手間が省けます。
- ⑤ 蓄積された申請情報は次回の申請等に利用できるため、入力作業が楽になります。
- ⑥ **eMAFF**上で自分が行った申請の状況を把握することができます。
- ⑦ デジタル庁が提供する法人共通認証基盤（**gBizID**）で払い出されるIDを利用及び2要素認証（2つの異なる方法による認証）により、申請者の確認を行いますので、他者のなりすましによる不正アクセスを防止するなどのセキュリティ対策をとっています。